

●香川県監査委員公表第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和7年11月4日

香川県監査委員 白鳥 一雄
同 武田 宏之
同 鏡原 慎一郎
同 城本 宏

- 1 監査対象部局 公営企業会計
- 2 監査対象年度 令和6年度
- 3 措置の状況

監査の結果（対象機関）		措 置 の 状 況
指摘事項	ア 物品・財産について （ア）現金保管証明書について、小口資金整理簿との照合ができておらず、金額を誤っていた。（中央病院）	ア 物品・財産について （ア）現金保管証明書の作成時は、小口資金整理簿等の関係帳簿との照合を徹底するほか、関係帳簿の作成時も含め、企業出納員を含めた複数人での確認体制を敷くこととした。また、事務局が作成する例月出納検査資料に係る手順書を順次整備して正確性の確保に努めるなど、その他の事務においても、適正な業務執行を徹底する。
指導注意事項	ア 収入について （ア）預り金について、預り金整理簿を作成していないものが1件あった。（県立病院課） イ 契約について （ア）予定価格調書が封かんされていなかった。（県立病院課）	ア 収入について （ア）速やかに預り金整理簿の作成及び修正を行った。今後は預り金受入れの際の帳簿の記入について、複数人での確認を徹底する。 イ 契約について （ア）予定価格調書の作成について、職員へ正しい手続を周知するとともに、適切な事務処理を行うよう、指導を行った。
検討指示事項	ア 物品・財産について （ア）現金の取扱いについて、小口資金整理簿の様式を見直すとともに、現金の実査確認や企業出納員による検査などの具体的な取扱いを規定されたい。（県立病院課）	ア 物品・財産について （ア）小口資金整理簿の様式を見直すとともに、現金の実査確認や企業出納員による検査などの具体的な取扱いを規定した小口資金の管理要領を今年度中に定める。